

(第2号様式)

共同措置要求書

2024年10月23日

尼崎市公平委員会 様

代表者 Gregory Patton (グレゴリー パットン)

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり勤務条件に関する措置の要求をします。

代 表 者	役 職 務 名	非常勤行政事務員 (外国人外国語指導助手 ALT)
	名前・生年月日	Gregory Patton (グレゴリー パットン)
	住 所	
	勤 務 場 所	
措置要求をしようとする職員	10人 (代表者を除く) 別添名簿のとおり	
要 求 事 項	本市非常勤行政事務員である外国人外国語指導助手 (以下「ALT」という。) について、本年6月支給の期末手当及び勤勉手当を以下の額とする措置を求める。 通称40時間 ALT 期末手当 541,817 円 勤勉手当 453,357 円 通称30時間 ALT 期末手当 426,912 円 勤勉手当 357,212 円	
要 求 理 由	別紙1のとおり	
当局との交渉経過の概要	別紙2のとおり	

要 求 理 由

2023年12月尼崎市議会は、地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことをうけて、「尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正し、「尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当及び勤勉手当に関する条例」（以下「非常勤給与条例」という。）に改題したうえで2024年4月1日に施行することを決議した。

改正条例第4条は、非常勤職員に期末手当及び勤勉手当を支給し、それぞれの額は常勤職員等に支給される額と権衡を考慮して、市長が、又は任命権者が市長と協議して定める額とする、と定められた。

尼崎市は常勤職員及びALT以外の会計年度任用職員に、本年6月の期末手当を給与（報酬）月額1.225月分を、勤勉手当は同1.025月分を支給した。他方、ALTについては、期末手当146,000円、勤勉手当125,000円の合計271,000円を支給した。通称40時間ALT（週労働時間36.25時間のALT）の報酬月額は442,300円であるから期末手当は0.33月分、勤勉手当は0.28月分であった。通称30時間ALT（年間を通して週平均労働時間が30時間のALT）の報酬月額は348,500円であるから期末手当は0.41月分、勤勉手当は0.35月分であった。なお、尼崎市は前年6月にはALTに期末手当271,000円を支給していた。

上記地方自治法の改正に伴い、総務省は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づき2023（令和5）年6月9日付け自治行政局公務員部長通知を発出した。同通知には、2024（令和6）年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給すべきであり、期間率や成績率の取扱い具体的な支給方法については常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定めること、また財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや新たに勤勉手当を支給する一方で給料・報酬や期末手当について抑制を図るはかることは、改正法の趣旨に沿わないものである旨が示された。

2023（令和5）年8月、人事院は国家公務員の給与に関する勧告をおこなった。職員の期末手当及び勤勉手当については、2024（令和6）6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすることとした。人事委員会を設置していない尼崎市は例年人事院勧告に準じて職員の給与等を改定しており、2023（令和5）年についても同様であった。

尼崎市の近隣市（大阪市、芦屋市、伊丹市）においては、本年6月支給の期末手当は報酬月額1.225月分、勤勉手当は報酬月額1.025月分が会計年度任用職員に支給された。なお、報酬を時間額で支給する職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基

礎額は、基準日前（本年6月1日）の6月における報酬総額を6で除した額とした
近隣市もある。

以上のとおり、尼崎市がALTについて本年6月に支給した期末手当及び勤勉手当
の額は、非常勤給与条例に違反するとともに、地方公務員法第13条が定める平等取
扱いの原則及び同法第14条が定める情勢適用の原則に反するものであり、同法24
条が定める給与条例主義に基づいた支給が行われるべきである。

非常勤給与条例、総務省通知等に基づいて算定すれば、ALTの本年6月支給の期
末手当及び勤勉手当の額は下表のとおりとなる。

	算定基礎額 (報酬月 額) (円)	期末手当 支給率	期末手当 額 (円)	勤勉手当 支給率	勤勉手当 額 (円)	合 計 (円)
通称 40 時間 ALT	442,300	1.225	541,817	1.025	453,357	995,174
通称 30 時間 ALT	348,500	1.225	426,912	1.025	357,212	784,124

当局との交渉経過の概要

代表者を含めて措置要求者5名は大阪教育合同労働組合尼崎支部（以下「教育合同」という。）に所属している。教育合同は本年5月31日付け「夏期一時金及びALTの労働条件に関する団交申入書」記載の団体交渉を申し入れた。夏期一時金については、上述の非常勤給与条例、総務省通知発出等を受けて、常勤職員の支給率・支給割合と同等の率・割合で支給することを求めた。

団体交渉は6月19日に市役所内会議室で開催され、教育合同からは酒井さとえ本部書記長、グレゴリー・パットン尼崎支部長ら6人、尼崎市及び尼崎市教育委員会（以下「市・市教委」という。）を代表して生地智宏教育委員会職員課係長ら4人が出席した。教育合同からの要求について、市・市教委から回答（メモ）が手渡された。夏期一時金要求については「令和6年6月1日に在職する者に期末・勤勉手当271,000円を支給する」と記載されていた。教育合同は、尼崎市条例では期末手当及び勤勉手当を支給するとなっており、期末・勤勉手当は条例に定められていない手当であり、給与条例主義に反する支給であることを指摘したうえで、期末・勤勉手当271,000円の内訳について質問した。市・市教委は内訳については答えられず、持ち帰って回答するとなった。

6月20日、市・市教委は同日付け「修正回答メモ」をメールで教育合同に送付した。そこには「令和6年6月1日に在職する者に期末手当、・勤勉手当271,000円を支給する。なお内訳は、期末手当146,000円、勤勉手当125,000円とする。」と記載されていた。

6月25日、教育合同は修正回答メモに記載されている期末手当、勤勉手当の額を算出した根拠についても回答するように求めるメールを市・市教委に送信した。

6月26日、市・市教委は「内訳の考え方ですが、1回目で回答した金額を常勤職員の期末及び勤勉手当の支給月数の割合（54：46）で按分し算出しました。」との回答メールを教育合同に送信した。

本件に関する交渉の経過は以上のとおりである。

(第3号様式)

(別添)

措置要求をしようとする職員名簿

役 職 務 名	名 前	生 年 月 日	住 所	勤 務 場 所
非常勤行政事務 員 (ALT)				

以 上

添付書類

甲第1号証～甲第7号証及び証拠説明書